新潟県立新潟よつば学園もう教育部門同窓会 金山六光会 会則

- 第1条 本会は新潟県立新潟よつば学園もう教育部門同窓会 金山六光会と称し、事務所を母校もう教育門内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の友誼を厚くし、智徳の修養と福利の 増進をはかることを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 同窓会通信の発行
 - (2) 研修会または懇親会の開催
 - (3)「ひまわりの会」(視覚障害重複卒業生およびその保護者)との交流会、
 - (4) 視覚障害への啓発活動
 - (5)提携互助
 - (6) その他必要と認めた事項
- 第4条 本会は新潟県立新潟よつば学園もう教育部門卒業生を 正会員とし、教育職員を客員とする。 但し、中途退学者であっても希望により会員となるこ とができる。
- 第5条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は評議員会で推薦し、総会の承認を得なければならない。

但し、母校校長は会議の議決を待たずに顧問に推薦するものとする。

第6条 正会員は入会金として、所定の金額を納めなければならない。

- 第7条 本会には次の役員を置く。
 - 会長 1名、副会長、2名 理事 若干名、 評議員 若干名、会計監査 若干名
 - (1)会長、副会長、評議員及び会計監査は総会で会員中 より選出する。
 - (2) 理事は正・副会長の合議により会員中より選出し、総会の承認を得る。
- 第8条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、理事は 会長の指示を受け会務に従事し、評議員は重要事項の 評議を行う。

会計監査は会計を検査証明する。

- 第9条 会長、副会長、理事、評議員、会計監査の任期は2カ 年とし、これに欠員を生じたときには会長、副会長の 合議により補充し、前役員の残任期間を受け継ぐもの とする。
- 10条 会議を次の4種とする。
 - ①総会
 - ②正副会長会議または理事会
 - ③評議員会
 - 4会計監查会
 - (1)総会は隔年6月の第3日曜に開き、会務の報告、議事等を行う。
 - (2) 正副会長会議または理事会は必要に応じてこれを開き、 会務執行に関する評議、評議員会に附議する議案の調 整をする。
 - (3)評議員会は毎年開き、予算、決算その他の重要事項について協議する。

但し、総会、評議員会は必要に応じこれを招集することができる。

- (4) 会計監査会は毎年評議員会前に開き、会計を検査証明する。
- 第11条 本会の事業を円滑に遂行するため、事務局を母校 もう教育部門内に置く。
 - (1) 事務局は、会長・副会長・会計担当理事・学校内理 事および学校教職員より構成する。
 - (2) 事務局は、相談、通信物の印刷・発行、会計管理、会員名簿の管理、事業の企画・運営などに当たる。
- 第12条 会員がその義務をおこたり、あるいは会の名誉をき 損したときには、評議員会で除名することができる。
- 第13条 会則の改正には総会で出席者の3分の2以上の同意 を必要とする。

付則

2022年(令和4年)3月13日より施行する。